

水戸市新市民会館等施設建築物新築工事

優先交渉権者選定プロポーザル

実施要項

平成 30 年 3 月 7 日

泉町 1 丁目北地区市街地再開発組合

目次

I 一般事項	1
1 目的	1
2 用語等の定義	1
3 優先交渉権者選定の概要	2
4 工事請負契約までの過程	2
5 工事の概要	3
6 設計業務等の受託者	3
7 事務局	4
8 技術協力業務の概要	4
9 実施スケジュール	6
10 参加資格	7
11 地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成	8
12 その他	9
II 参加表明	10
1 参加資格審査	10
2 提出書類	10
3 作成要領	11
4 提出方法等	11
5 参加資格審査結果通知	12
III 図面等資料の配付	12
IV 質疑応答	12
1 提出期限	12
2 提出方法	12
3 質疑に対する回答	12
V 技術提案書等の提出	13
1 技術提案等の概要	13
2 技術提案等の作成	13
3 作成要領	20
4 提出方法等	21
5 費用負担	21
6 その他	21

VI	技術対話	21
VII	VE 提案審査及び採否通知	22
VIII	審査	23
1	審査方法	23
2	評価方法	23
3	優先交渉権者の決定	25
4	最終審査結果通知	25
IX	基本協定書の締結	26
X	その他	26
1	失格条項	26
2	参加者数	27
3	参加の辞退	27
4	公表, 非公表の範囲	27
5	工事請負代金の支払い	27
6	建設予定地の現地視察等	27

I 一般事項

1 目的

本プロポーザルの実施主体は、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業（以下「本再開発事業」という。）の施行者である泉町1丁目北地区市街地再開発組合（以下「発注者」という。）であり、以下に本要項の目的を示す。

水戸市民会館は、東日本大震災で被災し使用不能となり、市民の芸術や文化活動の場が失われた状況が続いている。また、水戸市は、芸術やスポーツ、自然や歴史に親しみ、楽しむことのできる文化の成熟したまちを目指しており、水戸芸術館の拠点性をさらに高め、中心市街地の新たなにぎわいの創出と地域経済の活性化を実現するため、新市民会館を泉町1丁目北地区に建設することとし、市街地再開発事業により整備を図るものです。

新市民会館は、多くの市民の芸術・文化活動を支える施設であり、一日も早い完成が望まれていることから、事業スケジュールを遅延させることなく、かつ、予定する事業費内で確実に建設する必要があるものです。このため、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れることで、工程管理やコスト管理等の潜在的なリスクを低減できる「優先交渉権者技術協力方式」（以下「ECI方式」という。）を採用し、水戸市新市民会館等施設建築物新築工事（以下「本工事」という。）の施工予定者となり、かつ、技術協力業務受託者となる優先交渉権者を公募型プロポーザルで選定するものです。

あわせて、ECI方式では、技術協力業務受託者（施工予定者）が、発注者及び設計者と円滑なコミュニケーションを築くことが必要不可欠であり、本プロポーザルの提案者には、本再開発事業の意図や、新市民会館等施設建築物の設計者選定プロポーザルにおいて選定された設計者の設計意図を十分に踏まえた提案を求めるものです。

2 用語等の定義

- (1) 技術協力業務受託者（以下「優先交渉権者」という。）とは、前記「I-1目的」を果たすために実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法による提案）（以下「技術提案等」という。）並びに施工実施方針等を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、水戸市新市民会館等施設建築物新築工事（以下「本工事」という。）の見積合せを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。
- (2) 水戸市新市民会館等施設建築物新築工事優先交渉権者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）とは、本プロポーザルにおいて、優先交渉権者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する組織をいう。
- (3) 水戸市新市民会館等施設建築物新築工事技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）とは、発注者及び設計者並びに優先交渉権者の三者により組織されるもので、実施設計時に優先交渉権者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

- (4) コンストラクションマネージャー（以下「CM」という。）とは、本プロポーザル実施段階並びに実施設計段階において、発注者を支援する者をいう。
- (5) 再開発総合調整者とは、本再開発事業全般について、発注者を支援する者をいう。

3 優先交渉権者選定の概要

(1) 発注者

泉町1丁目北地区市街地再開発組合

(2) 選考方式

事業者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術提案及びVE提案等（以下「技術提案等」という。）を求め、技術対話を実施し、VE提案採用後の概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。選考にあたっては、評価委員会にて審査を行う。

なお、評価委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに発注者のホームページに公表する。

なお、評価点の最も高い者（優先交渉権者）と次点者については、名称及び評価点を、その他の参加者については名称のみを公表する。

4 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」を取り交わし、「水戸市新市民会館等施設建築物新築工事实施設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。

ただし、発注者と優先交渉権者で基本協定書並びに技術協力業務委託契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に当該契約の締結について、交渉の意思を確認した上で基本協定書並びに技術協力業務委託契約の締結を行う。なお、優先交渉権者は、当該契約の締結交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 発注者及び設計者並びに優先交渉権者は、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、「パートナーシップ協定書」を取り交わし、三者協議会を組織する。なお、発注者が必要と認める場合は、水戸市・再開発総合調整者・CMを三者協議会に参画させ、その調整を行う。（実施設計段階の事業実施体制については、「参考資料 8-1 事業実施体制図」を参照）

- (3) 本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者より採択された技術提案等を基に、工法、仕様及びコスト等について三者協議会において協議する。

この場合、発注者及び設計者並びに優先交渉権者は、「パートナーシップ協定書」の趣旨に即し、工事請負契約の締結に向けて各々が責務を果たすものとする。

- (4) 優先交渉権者は実施設計業務完了後の見積合せまでに自らの責任において、「I-11 地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成」の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成する。
- (5) 発注者は、実施設計業務完了後に本要項に規定する共同企業体と見積合せを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (6) 発注者は、共同企業体と工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に当該契約の締結について、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託の契約の締結及び価格等の交渉を行う。なお、共同企業体は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

5 工事の概要（平成 29 年 7 月「水戸市新市民会館等施設建築物基本設計」より）

(1) 工事の規模・内容

- | | |
|--------|--|
| ① 主要用途 | 劇場、展示場、商業に類する用途を供する複合施設 |
| ② 工事種別 | 新築工事 |
| ③ 構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、木造 地上 4 階地下 1 階建て |
| ④ 規模 | 建築面積 約 6,951.4 m ²
延べ面積 約 22,973.5 m ² |
| ⑤ 工事範囲 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（敷地内）、
植栽工事、解体工事（地下部） |
| ⑥ 工期 | 契約日の翌日から平成 34 年 2 月 28 日まで（予定）
（参考：新市民会館の開館時期は平成 34 年 9 月を予定） |

(2) 敷地の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 工事場所 | 茨城県水戸市泉町 1 丁目地内 |
| ② 敷地面積 | 8,286.5 m ² （整備後面積）、9,976.3 m ² （現況敷地面積） |
| ③ 敷地要件 | 用途地域：商業地域 防火指定：防火地域
その他：第 6 種高度地区（高さの最高限度 60m 以下） |

(3) 事業費参考額

工事規模は以下を想定している。

15,300,000,000円（税抜）

6 設計業務等の受託者

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 設計者 | ：伊東豊雄建築設計事務所・横須賀満夫建築設計事務所 共同企業体 |
| (2) CM | ：株式会社 山下ピー・エム・コンサルタンツ |
| (3) 再開発総合調整者 | ：株式会社 都市環境研究所 |

7 事務局

〒310-0026

茨城県水戸市泉町2丁目3番2号 中央ビル6階

泉町1丁目北地区市街地再開発組合 (担当：鯉淵，伊藤)

TEL 029-222-5855

FAX 029-222-5877

Email izumi-kita@iaa.itkeeper.ne.jp

組合ホームページ <http://www.izumicho-saikaihatsu.com/>

8 技術協力業務の概要

優先交渉権者となった者は，三者協議会に出席し，本プロポーザル時において採用された技術提案等を実施設計に反映させるため，以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

水戸市新市民会館等施設建築物新築工事実施設計技術協力業務

(2) 業務委託料の参考額

7,500,000円(税抜)

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで(ただし，発注者と優先交渉権者を代表とし，かつ，第5項に規定する要件を満たす特定建設工事共同企業体が左記の期限前に工事請負契約を締結した場合はこの限りでない。)

(4) 業務内容

- ① 設計全般に対する技術検証
- ② 施工実施方針及び施工計画の作成
 - i) 総合施工計画の検討・提案
 - ii) 仮設計画の検討・提案
 - iii) 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- ③ 技術情報(本プロポーザル時において採用された技術提案等)の提出
- ④ 技術検討
 - i) 耐火木部材についての耐火設計検討支援，施工計画検討支援及びライフサイクルメンテナンス計画検討支援
 - ii) 既存建物の地下躯体解体と，新築建物の支持地盤構築に関する構造設計検討支援・施工計画検討
 - iii) その他，実施設計段階において発注者及び設計者が提示する技術提案及びVE提案に対する技術検討支援
- ⑤ コスト管理支援
 - i) 全体工事費内訳明細書の作成・更新
 - ii) 実施設計段階において発注者及び設計者が提示する技術提案及びVE提案に対する内訳明細書の作成
 - iii) 全体工事費管理支援

※「全体工事費内訳明細書」とは、本プロポーザル時に提出された、概算工事費見積内訳明細書及び採用された VE 提案内訳明細書に基づき、作成する内訳明細書を示す。実施設計技術協力業務段階において、「全体工事費内訳明細書」の深度化及び更新を適宜行うことにより、工事費管理の根拠とする。

- ⑥ 実施設計完了後の見積書作成
- ⑦ 関係機関との協議資料作成支援
- ⑧ 三者協議会への出席
- ⑨ 報告書の作成

(5) 業務の配置技術者

「I-10 参加資格」の (13) に示す管理技術者

(6) 支払条件

完了後一括払い。

(7) 業務の成果物

業務が完了したときは次の成果物を提出すること。

- ① 業務報告書
- ② 各種技術検証資料
- ③ 技術提案書及び VE 提案書
- ④ 技術検討に関する成果物
- ⑤ 全体工事費内訳明細書
- ⑥ 実施設計完了後の見積書・数量調書
- ⑦ その他発注者の指示するもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データ形式は PDF 形式、DWG 形式、JWW 形式の 3 形式で提出すること。

※成果物は、5 部作成すること。

(8) 詳細な業務内容は、技術協力業務特記仕様書を参照すること。

9 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程
実施要項等公表	実施要項の配布開始	平成 30 年 3 月 7 日 (水)
	実施要項以外の資料配付開始	平成 30 年 3 月 14 日 (水)
	実施要項以外の資料配付期限	平成 30 年 4 月 11 日 (水)
参加資格審査	参加資格確認申請書提出期限	平成 30 年 4 月 12 日 (木)
	参加資格確認申請書審査結果通知	平成 30 年 4 月 18 日 (水)
技術等審査	質疑提出期限	平成 30 年 3 月 27 日 (火)
	質疑回答期限	平成 30 年 4 月 9 日 (月) ※参加資格確認申請書に関わる 質問回答のみ 4 月 5 日 (木) 頃回 答予定
	技術提案書等提出期限	平成 30 年 5 月 16 日 (水)
	VE 提案書の採否通知	平成 30 年 6 月 1 日 (金) 予定
	技術対話	平成 30 年 6 月 7 日 (木) 頃を予 定
	条件付き VE 提案概算見積書提出期限	平成 30 年 6 月 19 日 (火)
	優先交渉権者選定結果通知	平成 30 年 6 月 22 日 (金) 予定
基本協定書	締結 ※締結できない場合は下記(3)によ る	平成 30 年 7 月上旬 (予定)
工事請負契約	契約の締結 ※締結できない場合は下記(3)によ る	平成 31 年 3 月下旬 (予定)

- (1) 参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に事務局窓口へ提出すること。ただし、締切日については午後 3 時までとする。
- (2) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、発注者のホームページに掲載する。
- (3) 締結できない場合は、4 工事請負契約までの過程(1)から(6)に記載の通り、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に交渉を行う。

10 参加資格

参加要件の基準日は、参加資格確認申請書提出期限日とし、基準日において次に掲げる全ての条件を満たす者とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は、単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく水戸市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続き開始決定後に泉町 1 丁目北地区市街地再開発組合の理事長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号。以下「契約規程」という。）第 75 条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。
- (6) 設計者・CM・再開発総合調整者（以下「設計業務等の受託者」という。）と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 設計業務等の受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (7) 水戸市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。
- (8) 水戸市の平成 29・30 年度有資格請負業者名簿に登録がされており、建築一式工事の格付等級区分が A であること。
- (9) 水戸市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (10) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (11) 契約規程第 8 条第 3 項に規定する総合数値が 1,700 点以上であること。
- (12) 元請負人として平成 15 年度以降に完成した延べ面積 10,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上を対象とする）
- (13) 次の項目を満たす管理技術者を技術協力業務に配置できること。配置期間は、技術協力業務期間とする。
 - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 過去において完成・引渡し完了した、延べ面積 5,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事に、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。
 - ③ 所属する建設業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (14) 優先交渉権者は、本工事の随意契約に向けた見積合せの日において、次の項目を満たす監理技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
- ③ 過去において完成・引渡しが完了した、延べ面積 5,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事に、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。
- ④ 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

1.1 地元企業活用型特定建設工事共同企業体の構成

優先交渉権者として選定された者は、実施設計完了後の見積合せまでに、本工事における地域諸条件に対する精通度の活用及び地元企業の育成と担い手の確保を目的とし、次に掲げる要件を全て満たす共同企業体を自らの責任で結成するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員数は4～5とする。
- (2) 代表構成員以外の構成員は見積合せの日において「10参加資格」の(1)から(8)の要件を全て満たしていること。
- (3) 構成員2は、見積合せの日において次の要件を満たしていること。
 - ① 水戸市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
 - ② 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。
 - ③ 契約規程第8条第3項に規定する建築一式工事の総合数値が1,000点以上であること。
 - ④ 次の項目を満たす監理技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。
 - i) 建築一式工事に係る国家資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ii) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
 - ⑤ 代表構成員を総合数値において上回らないこと。
- (4) 構成員3～5は、見積合せの日において次の要件を満たしていること。
 - ① 本工事における地域諸条件に対する精通度の活用のため、水戸市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
 - ② 建築一式工事に係る建設業の許可を得ていること。
 - ③ 契約規程第8条第3項に規定する建築一式工事の総合数値が770点以上であること。
 - ④ 次の項目を満たす監理技術者又は主任技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。
 - i) 建築一式工事に係る国家資格を有していること。
 - ii) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
 - ⑤ 構成員3は構成員2を、構成員4は構成員3を、構成員5は構成員4を、それぞれ総合数値において上回らないこと。
- (5) 構成員の最低出資比率は次の要件を満たしていること。
 - ① 代表構成員の最低出資比率は50%とする。
 - ② 構成員の最低出資比率は、構成員数が4の場合にあつては構成員2、構成員3及び構成員4は15%、構成員数が5の場合にあつては構成員2、構成員3、構成員4及び構成員

員5は10%とする。

12 その他

- (1) 発注者は、参加資格審査を通過した本プロポーザルの参加者が、優先交渉権者選定結果通知日において「10参加資格」の(1)から(5)のいずれかの要件を満たさなくなった場合などは、優先交渉権者選定としての参加資格を取り消すことができる。
- (2) 発注者は、優先交渉権者が工事の見積合せの日において「10参加資格」の(1)から(3)及び(5)のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該工事の契約を結ばないことがある。

II 参加表明

1 参加資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次項に規定する参加資格審査に係る提出書類を作成し、「I-9 実施スケジュール」に該当する期限までに事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格審査を行い、技術等審査に進むものを選定する。

2 提出書類

(1) 参加資格確認申請書（別紙様式1）

水戸市における平成 29・30 年度有資格請負業者名簿に工種「建築一式工事」で登録されていること。

(2) 建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

(3) 水戸市内の営業所における建設業許可証の写し

(4) 建築士事務所登録の写し

(5) 同種工事の施工実績（別紙様式2）

① 元請負人として平成 15 年度以降に完成した延べ面積 10,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上を対象とする。）

② コリズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録の有・無のいずれかに○を付すること。有に○を付した場合はコリズの写しを添付すること。無に○を付した場合は契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリズ等で実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。

(6) 管理技術者の経験及び資格（別紙様式3-1）

① 技術協力業務を契約締結した場合の管理技術者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写しを添付すること。

② 参加資格確認申請書提出期限日において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。

③ 過去において完成・引渡し完了した、延べ面積 5,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事に、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。また、その内容を証明する書面（コリズ登録の写し、契約書の写し等）を添付すること。（工事内容が判断できる範囲のものを添付）

④ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリズ又は契約書の写しは必要ない。

⑤ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、管理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする

(7) 監理技術者の経験及び資格（別紙様式 3-2）

- ① 本工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写し及び監理技術者証の写しを添付すること。
- ② 参加資格確認申請書提出期限日において、所属する建設業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③ 過去において完成・引渡しが完了した、延べ面積 5,000 m²以上の文化センター、ホール又は劇場（固定席、可動席は問わない）の新築又は改築工事に、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。また、その内容を証明する書面（コリンズ登録の写し、契約書の写し等）を添付すること。（工事内容が判断できる範囲のものを添付）
- ④ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。
- ⑤ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする

(8) 完納証明書（市税に関し未納の無い証明）ただし、発行日が本プロポーザル要項の公告日以降のものに限る。

3 作成要領

(1) 提出部数

各 1 部

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

(3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

なお、参加資格確認申請書（別紙様式 1）を 1 頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）

4 提出方法等

(1) 提出期間

「I-9 実施スケジュール」の期限までに事務局窓口へ提出すること。

(2) 提出方法

提出先は、事務局窓口まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、実施スケジュールの提出期限内に事務局必着とする。

5 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、「I-9 実施スケジュール」の期限までに書面により申請者に通知する。

なお、参加資格審査に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

III 図面等資料の配付

本プロポーザルに関する資料のうち、「公告」「本実施要項」以外の資料については、DVD-R にて配付する。

- 1 配付を希望する者は、事前に事務局に資料受領希望日を連絡すること。資料受領の際、秘密保持に関する誓約書（別紙様式8）を提出すること。
- 2 配付は「I-9 実施スケジュール」の期限までとする。
- 3 配付場所は「I-7 事務局」の窓口とする。

IV 質疑応答

1 提出期限

「I-9 実施スケジュール」の該当する期限までに電子メールにて事務局に送付すること。

2 提出方法

質疑回答書（別紙様式4）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【〇〇】水戸市新市民会館実施設計技術協力業務（質疑書）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載すること。）

また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

3 質疑に対する回答

「I-9 実施スケジュール」の該当する期限までに電子メールにて回答するとともに、発注者のホームページに掲載する。

V 技術提案書等の提出

1 技術提案等の概要

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

技術提案等の提出書類は以下のとおり。

1.1 技術提案

1.1.1 技術協力業務の実施方針

- (1) 事業意図及び設計意図の理解と、技術協力業務の実施方法（別紙様式 5-1 A3 判：2 枚）
- (2) 技術協力業務・施工管理業務の実施体制（別紙様式 5-2 A3 判：1 枚）
- (3) 施工・工程計画についての提案（別紙様式 5-3 A3 判：1 枚）
- (4) 耐火木部材の課題に対する技術的所見（別紙様式 5-4 A3 判：1 枚）
- (5) 既存建物の地下躯体解体工事と、新築建物の支持地盤構築に対する技術的所見（別紙様式 5-5 A3 判：1 枚）
- (6) 本工事の課題に対する技術的所見（別紙様式 5-6 A3 判：1 枚）
- (7) 工事状況の市民への公開方法についての提案（別紙様式 5-7 A3 判：1 枚）

1.1.2 水戸市内業者の活用に関する提案

- (1) 水戸市内の建設業者の活用方法（別紙様式 5-8 A3 判：1 枚）
- (2) 水戸市内での建設資材の購入計画（別紙様式 5-9 A3 判：1 枚）
- (3) 水戸市内の建設業者以外の業種の活用方法（別紙様式 5-10 A3 判：1 枚）

1.2 概算工事費提案

- (1) 概算工事費見積書（別紙様式 6-1）
- (2) 概算工事費見積内訳書（別紙様式 6-2）
- (3) 概算工事費見積内訳明細書（参加者自由書式）

1.3 VE 提案

- (1) VE 提案総括表（別紙様式 7-1）
- (2) VE 提案書（別紙様式 7-2）
- (3) VE 提案内訳明細書（参加者自由書式）

2 技術提案等の作成

2.1 技術提案の作成

提案書ごとに、別紙様式を提出すること。PDF データも合わせて提出すること（様式毎に 1 データとして作成し、様式番号を付したファイル名とすること）。

2.1.1 技術協力業務の実施方針

- (1) 事業意図及び設計意図の理解と、技術協力業務の実施方法

実施設計段階に行う技術協力業務について、事業意図及び設計意図を踏まえるとともに、施工段階も考慮し、円滑な実施設計と価格交渉を実施するために、基本設計図から読み取

れる適正なグレード・品質を確保しながら、工事費の縮減と工期短縮を図ることを目的に、以下の項目について具体的に記述すること。

- ① 技術協力業務において、本再開発事業の意図、新市民会館整備の意図及び設計意図を踏まえて、発注者及び設計者と円滑なコミュニケーションを築くための方法（本再開発事業の意図、新市民会館整備の意図及び設計意図は、参考資料1～3を参照）
- ② 技術協力業務の開始にあたり、本プロポーザルにおいて提出した概算工事費の根拠及び考え方、コスト増などのリスク要因、発注者及び設計者との共有方法
- ③ 技術協力業務期間中のコスト管理支援における、提出された概算工事費内訳明細書の活用方法
- ④ 設計全般に対する技術検証のポイント・進め方と実施設計へのフィードバック方法
- ⑤ フロントローディングの活用など生産計画・調達計画の実実施設計へのフィードバック方法
- ⑥ 技術協力業務の概略スケジュールと具体的な業務内容・想定される課題と解決策の提示（例：実施設計の手戻りの防止、コスト推移の確認とリカバリー時間の確保等）
- ⑦ その他技術協力業務を効率的に進めるための提案

（2）技術協力業務・施工管理業務の実施体制

技術協力業務、施工管理業務それぞれについて、業務実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること。

（3）施工・工程計画についての提案

工事費の縮減と開館時期の遵守を実現するための施工・工程計画について提案すること。特に、以下の項目について具体的に記述すること。

- ① 関連する別途工事（地上躯体解体工事、舞台機構・舞台照明・舞台音響設備工事、テナント工事、サイン工事、敷地外道路工事、敷地外地下連絡通路工事）との調整や配慮
- ② 中心市街地での工事における、周辺環境に配慮した施工計画
- ③ 大空間の施工にあたっての揚重機材選定や作業足場構築方法等の考え方
- ④ 既存建物の地下躯体撤去工事と、新築建物の地下工事を合理的に進めるための仮設計画
- ⑤ 総合施工計画、総合工事工程の作成にあたっては以下の点に留意すること。
 - i) 総合施工計画は、準備工事段階からの施工計画とし、工程上の節目となる各段階での施工状況を平面図及び断面図等により表現すること。また、内容は総合工事工程と対応したものとすること。
 - ii) 総合工事工程は、準備工事段階からの工程とし、試運転、受電、各種検査期間等についても表現すること。また、クリティカルパスを太線・赤線で表示し、各工程における主要資機材の概算数量を記述すること。
 - iii) 敷地外道路工事のうち、現況敷地境界の内側に拡張される道路の工事を、平成33年9月頃より着手する予定であるため、整備後の敷地境界より外側の範囲については、平成33年8月末頃までに整地の上、引渡しできるよう仮設計画を検討す

ること。

- ⑥ 本提案については、別紙様式 5-3 に加えて、必要に応じ説明図、説明書類を添付することが可能である。参考資料は任意様式 A3 判横、片面で合計 5 枚以内とし、参考添付資料である旨を明記すること。

(4) 耐火木部材の課題に対する技術的所見

耐火木部材を大規模に採用した本計画の実現において、認定部材の使用や調達などの観点、納まりや施工方法に関する構造設計者との調整などの観点から、課題や問題点として捉えられる内容について提示し、その課題に対する解決方法について提案すること。

提案に当たっての留意点は以下の通りである。

- ① 使用を想定している耐火木部材について、耐火木部材どうしの継手仕口、異なる耐火仕様の取り合い部（耐火木部材と鉄骨、柱と梁、異なる耐火木部材との接合など）の耐火性能の確保の観点及びライフサイクルメンテナンスの観点から、課題と解決方法について記述すること。
- ② 原則として、新たな耐火性能試験が不要な耐火木部材及びその継手仕口の使用を想定しているが、提案者が使用を想定している耐火木部材について、実施設計段階で留意すべき点があれば記述すること。
- ③ 本提案については、別紙様式 5-4 に加えて、必要に応じ説明図、説明書類を添付することが可能である。参考資料は任意様式 A3 判横、片面で合計 2 枚以内とし、参考添付資料である旨を明記すること。

(5) 既存建物の地下躯体解体工事と、新築建物の支持地盤構築に対する技術的所見

本計画では、旧京成百貨店の地下躯体が、新築建物の底盤より深い位置かつ新築建物の支持地盤である砂礫層よりも深い位置に存在しているが、既存躯体は、原則として全て撤去した上で、コンクリートやソイルセメント等を用いた埋め戻しにより支持地盤を構築する方法が前提となるため、既存建物地下部の解体工事と新築建物の支持地盤構築について、工期短縮・コスト縮減と支持性能確保の観点から合理的な提案を行うこと。

提案に当たっての留意点は以下の通りである。

- ① 既存躯体は、原則として全て撤去する方針で検討し、「2.2 概算工事費」を算出すること。ただし、以下の範囲について、既存躯体の一部を残置し、再利用することが望ましいと判断される場合は、撤去により周辺環境に及ぼす影響、再利用する理由、工事費の増減額を明示して提案すること。
 - i) 新築建物の支持地盤の一部となる既存躯体
 - ii) 現状の敷地境界に近接する既存躯体（整備後の敷地境界の外側を含む）
- ② 実施設計において採用する支持地盤構築方法は、本提案と優先交渉権者による技術協力業務を踏まえて、設計者が判断する。
- ③ 実施設計期間中または解体工事期間中に、別途発注予定の地盤調査により、既存躯体直下及び周囲の地盤調査を行い、支持地盤の強度、性状を確認する予定である。この地盤調査の、実施方法や時期等について、具体的な提案があれば記述すること。
- ④ 本提案については、別紙様式 5-5 に加えて、必要に応じ説明図、説明書類を添付することが可能である。参考資料は任意様式 A3 判横、片面で合計 2 枚以内とし、参考添付

資料である旨を明記すること。

(6) 本工事の課題に対する技術的所見

本工事において課題や問題点として捉えられる内容について提示し、その課題に対する解決方法について提案すること。なお、その課題や問題点及び解決策が設計図書における目的物の形状変更を伴う場合はVE提案とし、本提案には含めないこと。

(7) 工事状況の市民への公開方法についての提案

- ① 工事期間中の市民への工事進捗等情報提供の方法等について提案すること。
- ② 提案を実施した場合の効果、実施事例について具体的に記述すること。

2.1.2 水戸市内業者の活用に関する提案

(1) 水戸市内の建設業者の活用方法

水戸市内企業への下請工事の発注など、水戸市内建設業者の積極的活用の具体策について提案すること。また、その直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化し、併せてその検証方法についても記述すること。

※ 水戸市内建設業者とは、水戸市内に本店を有する建設業法における建設業許可業者をいう。(許可工種は問わない。)

※ 共同企業体の構成員として参画する建築工事業者だけでなく、電気工事業者、管工事業者等、他工種の積極的活用についても提案すること。

(2) 水戸市内での建設資材の購入計画

水戸市内企業等からの建設資材の購入計画の具体策について提案すること。また、その直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化し、併せてその検証方法についても記述すること。

※ 水戸市内企業等とは、水戸市内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

(3) 水戸市内の建設業者以外の業種の活用方法

上記(1)、(2)以外の水戸市内企業等の活用について具体策を提案すること。また、その直接的な経済効果を数値化できるものは可能な限り数値化し、併せてその検証方法についても記述すること。

※ 水戸市内企業等とは、水戸市内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

2.1.3 技術提案作成の留意事項

(1) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10ポイント以上(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。)とする。

(2) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・技術対話等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が優先交渉権者として選定された場合には、優先交渉権者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要な提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務委託の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議する

ものとする。

2.2 概算工事費提案の作成

2.2.1 概算工事費提案の作成

(1) 概算工事費見積書

別紙様式 6-1 に記載の上、提出すること。

(2) 概算工事費見積内訳書

別紙様式 6-2 に記載の上、提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること（自動集計等の編集可能なデータを提出すること）。

(3) 概算工事費見積内訳明細書

- ① 内訳明細書の書式については、参加者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、マイクロソフト社製のエクセルデータ及びPDF データも合わせて提出すること。
- ② 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
- ③ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。
- ④ 共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。
- ⑤ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は避けること。（厳守）

2.2.2 概算工事費提案作成の留意事項

- (1) 概算工事費見積内訳明細書は、基本設計図に基づく見積もりであることから、全ての項目について明細提出を求めるものではないが、優先交渉権者には、技術協力業務において、事業費参考額以内での工事の実施に向けたコスト管理支援を求めることから、その主旨に配慮した明細作成を行うこと。
- (2) 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書並びに概算工事費見積内訳明細書に反映すること。
- (3) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。
- (4) 発注者が別途発注する関連工事のうち、舞台機構・舞台照明・舞台音響工事は、建築工事の竣工引き渡し前に、並行して工事を行うことから、以下の業務について、統括管理業務として費用を見込むこと。
 - ① 総合図・施工図に関わる調整並びに取りまとめ業務
 - ② 工程に関する調整業務
 - ③ 労働安全衛生法に基づく安全管理に関する業務

2.3 VE 提案の作成

2.3.1 VE 提案の作成

- (1) VE 提案総括表（別紙様式 7-1）

提出されたすべての VE 提案の総括表として、別紙様式 7-1 を提出すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること。

(2) VE 提案書 (別紙様式 7-2)

- ① VE 提案ごとに、別紙様式 7-2 を提出すること。PDF データも合わせて提出すること。
- ② 次に掲げる事項を各 VE 提案書に記載すること。
 - i) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案目的
 - ii) VE 提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減金額 (諸経費含む)、算出根拠 (図面・数量など)
 - iii) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - iv) 工業的所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - v) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策
- ③ VE 提案書は、各提案についての具体的な考え方を別紙様式 7-2 の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは 10 ポイント以上 (イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある) とする。

(3) VE 提案内訳明細書 (自由書式)

- ① VE 提案ごとに作成すること。
- ② 作成方法については、「2.2.1 (3) 概算工事費見積内訳明細書」に倣う。
- ③ 内訳構成は、i. 概算工事費の該当部分工事費 (内訳明細書含む。)、ii. VE 提案金額 (内訳明細書含む)、iii. コスト縮減金額 (i. 概算工事費の該当部分工事費 - ii. VE 提案金額) とする。
- ④ 諸経費は VE 提案ごとに計上すること。
- ⑤ 概算工事費見積内訳明細書との関連付けができるよう、備考欄に概算工事費見積内訳明細書のページ番号を記載すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること (自動集計等の編集可能なデータを提出すること)。

(4) VE 提案の範囲

本プロポーザルの参加者が VE 提案を行う範囲は、本プロポーザル用設計図書に定められている内容のうち、次表のなかで「可」としているもので、かつ、表中の条件内容を満たすものとする。ただし、以下①から⑧に該当するものは VE 提案の対象範囲外とする。

- ① 機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。
- ② 工期の延長を伴うもの。
- ③ 防災性、安全性の低下を伴うもの。
- ④ 環境性能が低下し、環境負荷、周辺地域への工事騒音・振動等が増加するもの。
- ⑤ 維持管理段階における困難さやライフサイクルコストの増加が予想されるもの。
- ⑥ 本プロポーザルにおける技術提案が成立しないもの。
- ⑦ 関連工事に影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。
- ⑧ その他、VE 提案の定義に著しく相違するもの。

VE 対象項目	可	不可	条件内容
A. 建築工事（意匠）			
配置計画の変更		○	
平面の変更		○	ただし，地下階については，必要諸室を満たした上で合理的な提案があれば可とする。
立面・断面の変更		○	ただし，地下階の断面については，必要機能を満たした上で合理的な提案があれば可とする。
外装材の変更		○	ただし，設計意図を尊重した上で，合理的な提案であれば可とする。
内装材の変更	○		ただし，設計意図を尊重した上で，提案すること
B. 建築工事（構造）			
主要構造部の構造材種の変更		○	
スパン割り寸法の変更	○		実施設計工期に影響を及ぼす場合は不可。平面の変更を伴わないこと。
ホール屋根架構方法の変更	○		平面計画・必要天井高に影響を及ぼさないこと
地業方法の変更	○		
C. 電気設備工事			
照明器具仕様の変更	○		E201～E227 に記載の条件を満たすこと
その他の仕様の変更	○		見積用設計図書（E001～E140）に記載の条件を満たすこと
D. 機械設備工事			
衛生器具仕様の変更	○		
熱源及び空調方式の変更	○		見積用設計図書（M001～M098）に記載の条件を満たすこと
E. 外構工事			
外構全般の変更	○		ただし，設計意図を尊重した上で，提案すること

（注意）上記に関わらず，本事業の目的に照らして事業費の縮減に効果が見込める提案については，提案を妨げない。この場合，上記「VE 提案の範囲」に基づく提案とは分けて，提案目的を明確にした上で提案すること。なお，当該提案についても VE 提案と同様，必要に応じて技術対話を踏まえた上で評価委員会にて採否判断を行う。採用を決定した提案金額は「Ⅶ－５」に記載する「条件付き VE 提案概算見積書」に反映させるものとする。

2.3.2 VE 提案作成の留意事項

（１）VE 提案内訳明細書は，技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

(2) VE 提案内訳明細書は、「2.2.2 概算工事費提案作成の留意事項」に従い作成すること。

(3) VE 提案の取扱い

VE 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(4) VE 提案の責任の所在

① 本プロポーザルにおいて採用された VE 提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案者をその他設計者とする。

② ①において、提案者が確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

(5) 採用された VE 提案の担保

優先交渉権者は技術提案書等の審査・技術対話等を通じて採用された VE 提案について、技術協力業務の期間中、当該 VE 提案を全て設計に反映させることとし、当該 VE 提案採用金額の変更は行わない。ただし、優先交渉権者の責によらず、上記の VE 提案が実施設計に反映できない場合においては、その限りではない。

3 作成要領

(1) 提出部数

各 10 部

ただし、概算工事費見積書（様式 6-1）、概算工事費見積内訳書（様式 6-2）、概算工事費見積内訳明細書（自由書式）及び VE 提案内訳明細書（自由書式）は 1 部とする。

また、「技術提案（様式 5-1～5-10）」と「VE 提案（様式 7-1～7-2）」は、別綴じとする。

データは、CD-R 又は DVD-R に保存し、3 部提出すること。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

(3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

(4) 注意事項

① 技術提案及び VE 提案については審査を公平に行うため提案者が特定できるような表現はさけること。

② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

4 提出方法等

(1) 提出期間

「I-9 実施スケジュール」の該当する期限までに事務局窓口へ提出すること。

(2) 提出方法

提出先は、事務局窓口まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、実施スケジュールの提出期限までに事務局必着とする。

5 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、技術対話等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

6 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。(ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。)
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 優先交渉権者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

VI 技術対話

発注者は、技術提案書の提案内容の理解を深める観点と、提案された VE 提案のうち、条件付き採用可能と判断した項目について改善を求める観点から、評価委員及び発注者と提案者による技術対話を行う。

技術対話は、評価委員及び発注者と提案者との意思疎通を図る場でもあり、提案者の固有の提案に直接関わる内容について話されることから、提案者ごとに個別に実施する。

1 実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。

2 実施方法

- (1) 実施方法の詳細については後日通知する。
- (2) 評価委員及び発注者によるヒアリング形式（非公開）とする。必要に応じて、提案者による提案概要の説明（プレゼンテーション）を求める場合がある。
- (3) 評価委員及び発注者は、必要に応じて、技術対話の場に、水戸市・設計者・再開発総合調整者・CM の参画を求める場合がある。
- (4) 技術提案の内容や VE 提案に関して、その一部を改善することでより優れた提案になると認められる場合や、不備を解決できると判断した場合について、提案者の意図を確認した

上で、必要に応じて改善を要請する。

VII VE 提案審査及び採否通知

- 1 VE 提案は、評価委員会にて、施工の確実性、安全性、経済性（工事費削減効果）等の視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する。
- 2 VE 提案採否の通知は、技術対話に先立ち、参加者それぞれに通知する。
- 3 条件付き採用可能（△）については、採用条件を別途提示するので、提案者は、提示された採用条件を踏まえ、技術対話において再度、VE 提案を行うこと。再提案された条件付き VE 提案については、採用可能（○）、不採用（×）を判定し、提案者へ通知する。
- 4 上記 1～3 において採用を決定した VE 提案の合計金額を VE 提案採用金額とする。
- 5 VE 提案採否の通知及び条件付き VE 提案概算見積書の提出期限は、「I-9 実施スケジュール」のとおりとする。

VIII 審査

1 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおり行う。

- (1) 本プロポーザルの審査は、評価委員会が行う。
- (2) 技術提案等及び技術対話に基づき客観的に評価する。

2 評価方法

- (1) 評価事項に対する配点

項目		評価項目	配点	
提案 項目	技術協力業 務の実施方 針	事業意図及び設計意図の理解と、 技術協力業務の実施方法	15.0	65.0
		技術協力業務・施工管理業務の実 施体制	10.0	
		施工・工程計画についての提案	10.0	
		耐火木部材の課題に対する技術的 所見	10.0	
		既存建物の地下躯体解体工事と、 新築建物の支持地盤構築に対する 技術的所見	10.0	
		本工事の課題に対する技術的所見	5.0	
		工事状況の市民への公開方法につ いての提案	5.0	
	水戸市内業 者の活用に 関する提案	水戸市内の建設業者の活用方法	5.0	15.0
		水戸市内での建設資材の購入計画	5.0	
		水戸市内の建設業者以外の業種の 活用方法	5.0	
価格項目	VE 提案採用後概算工事費 (条件付き採用可能含む)		20.0	
計				100.0

(2) 技術提案等に対する評価

① 提案項目

提出された技術提案書等及び技術対話により、総合的に各項目を評価し、以下に示す評価に該当する点数により採点する。

評価	評価点
特に優れている	配点 × 1.00
優れている	配点 × 0.75
普通	配点 × 0.50
やや劣っている	配点 × 0.25
劣っている	配点 × 0.00

② 価格項目

i) 価格評価は参考見積提案率 (%) にて行う。

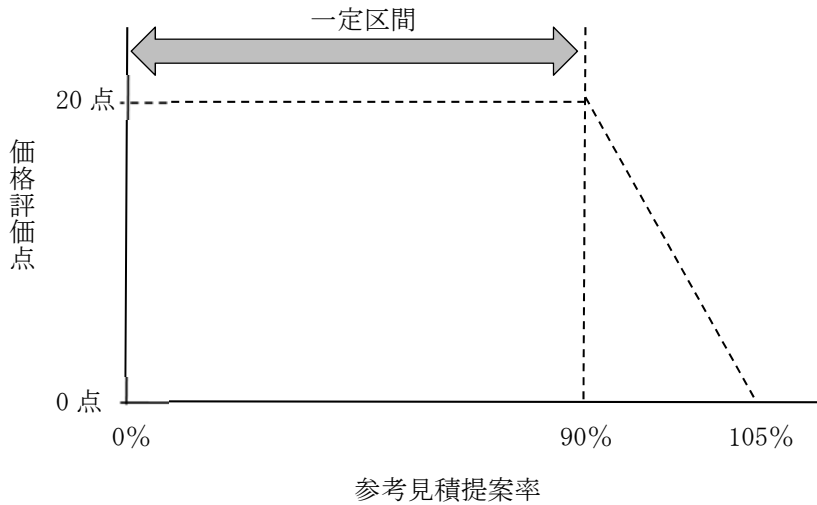
$$\text{参考見積提案率 (\%)} = (\text{VE 提案採用後概算工事費} / \text{事業費参考額}) \times 100$$

$$\text{VE 提案採用後概算工事費} = \text{概算工事費} - \text{VE 提案採用金額}$$

価格評価	・ 参考見積提案率が 105%を超える価格評価点は 0 点とする。
	【90% < 参考見積提案率 ≤ 105%】における評価点 ・ 【90% : 20 点】と【105% : 0 点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。 ・ 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a)$ x: (参考見積提案率 - 90%) y: 価格評価点 a=15% b=20 点
	・ 参考見積提案率が 90%以下の場合、20 点とする。

なお、評価点は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで求めることとする。

価格評価点のイメージは次のとおりとする。



【例 1】 参考見積提案率が 95.0% だった場合
x : (95.0-90.0) %=5.0% a=15% b=20 点
y : $20 \times (1-5.0/15)$
=13.33 点

【例 2】 5% ごと の 評 価 点
90% : 20.00 点 95% : 13.33 点 100% : 6.67 点 105% : 0.00 点

3 優先交渉権者の決定

評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、合計点数の最も高い者が 2 者以上ある場合、このうち VE 提案採用後概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。また、VE 提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

4 最終審査結果通知

最終審査結果の通知は、「I-9 実施スケジュール」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、発注者のホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

IX 基本協定書の締結

- 1 基本協定書の締結にあたり、発注者及び設計者並びに優先交渉権者は、以下内容の確認を行う。
 - (1) 優先交渉権者より提出された概算工事費見積内訳明細書及び採用された VE 提案内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性
 - (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計グレードの確認
 - (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法
 - (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約書に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。
- 2 上記 1 の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、発注者及び設計者並びに優先交渉権者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。なお、「2.2.2 概算工事費提案作成の留意事項」の(2)記載事項については修正の対象としない。
- 3 発注者及び設計者並びに優先交渉権者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、事業費参考額（以下「目標工事費」という。）以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- 4 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による目標工事費の変更については、別途協議するものとする。
- 5 発注者は、優先交渉権者と基本協定書を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順番に当該契約の締結について、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務の委託契約締結及び価格等の交渉を行う。なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- 6 発注者は、上記 1 から 5 における、確認、協議及び合意について、設計者及び優先交渉権者との調整を、CM とともに行うこととする。

X その他

1 失格条項

優先交渉権者決定までの間において、参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 評価委員又は本プロポーザルの関係者に本事業を目的として故意に接触し、不正行為を行ったと認められる場合。
- (4) その他、評価委員会が不適切と判断した場合。

2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」(別紙様式9)を提出すること。

4 公表, 非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表及び非公表の範囲は、下記のとおりとする。

(1) 事後公表の範囲

- ① 評価委員の氏名
- ② 参加者名称
- ③ 審査結果の講評
- ④ 優先交渉権者, 次点者の得点

(2) 非公表

- ① 参加資格確認申請書(添付する資料等)
- ② 技術提案書等(添付する資料等)
- ③ VE提案採用後概算工事費

5 工事請負代金の支払い

本工事の工事請負代金の支払いは、「水戸市公共工事に要する経費の前金払いに関する要項」に基づき、各会計年度末ごとに支払いを予定している。

詳細については、工事請負契約締結時に、協議を行う。

6 建設予定地の現地視察等

(1) 事務局が開催する現地説明会を行わない。

(2) 現地視察は、各参加者の要望に応じて、3月19日(月)～4月20日(金)の期間において対応する。希望する者は、「I-7事務局」に連絡すること。現在使用している建物もあるため、全ての視察要望には対応できないが、可能な範囲で、既存建物内の現地視察についても対応予定である。